

重点3 水環境の保全等の推進

3-1 水資源の保護活用

1 水政策基本方針の策定(森林環境総務課)

(1)基本方針策定の背景

「21世紀は水の時代」と言われています。水は私たちの暮らしや産業はもとより、あらゆる生命の維持に欠かせないものであり、この限りある貴重な水資源をできる限り自然な姿のまま、次の世代に伝え残していかなければなりません。

しかし、都市への人口の集中や山村地域の過疎化、産業構造やライフスタイルの変化、地球温暖化など地球規模での気候の変化などを背景として、森林や農地の荒廃による水源かん養機能の低下が懸念されるなど、自然の水循環系に対しても大きな影響が及ぼされ、水質汚濁や生態系への影響など様々な水問題が表面化してきています。

こうした中、おいしい水やきれいな空気を創ることは、本県のような緑豊かな自然環境に恵まれた森林県の役割であり、上流地域、水源地域としての存在意義や価値を認識したうえで、その役割を果たしていく必要があります。

このため、本県の貴重な資源である水を将来にわたって創り、守り、活かしていくとともに、豊かな水資源を活かした地域振興を図っていくための総合的な指針として、平成17年3月に「水政策基本方針」を策定しました。

(2)基本方針の概要

基本方針の目標

この基本方針では、森林県、水源県として水に関して高いポテンシャルを有する本県の政策展開の目標を「森の国・水の国やまなし」の確立としました。これは県民共有の財産・資源である豊かで美しい森林と水を次世代に伝え残すため、長期的な視点に立った取り組みを継続して行うことにより、森と水の恩恵を現在も将来も持続的に享受できる社会を意味しています。この目標を実現するために、「創る」「活かす」「担う」「守る」「治める」の5つの基本方針に基づき、様々な分野における水政策を進めています。

基本方針

基本方針1 水を創る～豊かな水の創造と健全な水循環の確保～

近年、平常時の河川流量の減少や各種排水による水質汚濁等の問題が顕在化しており、流域全体

を視野に入れた水循環系の健全化への対応が求められています。このため、森林や農地の水源かん養機能の保全と強化を図り、健全な水循環を確保するとともに、水源かん養機能の回復・強化や健全な水循環の確保に必要な新たな財源の確保、費用負担のシステムづくりに取り組みます。

基本方針2 水を活かす～水を活かした産業の新たな展開～

水は農産物や地場産品などの生産に貢献し、地域経済を潤してきましたが、今後においても、水を活かした産業の新たな展開が期待されています。このため、水や水を取りまく環境を地域資源、地域の誇りとして捉え、これらを活用した産業の新たな展開を図るとともに、水の持つ魅力を県内外にアピールし、本県を訪れる人の増加による地域経済の活性化を図ります。

基本方針3 水を担う～流域の視点による地域間交流・協働の促進～

健全な水循環を確保するためには、流域を単位とする視点が必要であり、上流県、水源県として、きれいな水を安定的に下流域に届けるという責任を果たすとともに、こうした恩恵を受けている下流域と連携しながら、水環境の保全に努める必要があります。このため、本県の水や水辺、森林、また農山村地域の産業、文化、景観等の価値と魅力を下流域である首都圏をはじめ、県内外にアピールするとともに、行政区域を越えた交流・協働により、流域意識を醸成し、上下流の役割分担、費用負担のあり方などを明らかにしていきます。

基本方針4 水を守る～清らかで安全な水の確保と親しめる水辺の創造～

将来的な水質に対する不安が高まるとともに、安全でおいしい水に対するニーズが高まっています。また身近な水辺環境の減少などにより、水を大事に使い、循環させる意識が希薄になることが懸念されており、人と水との関わりを取りもどすことが必要とされています。このため、安全でおいしい水の確保と安定供給に努めるとともに、子どもたちが水遊びでき、多様な動植物、水生生物が生息・生育する清らかで豊かな水の流れの確保に取り組み、健康で豊かな暮らしの実現を目指します。

基本方針5 水を治める～自然と調和した治水利水の推進～

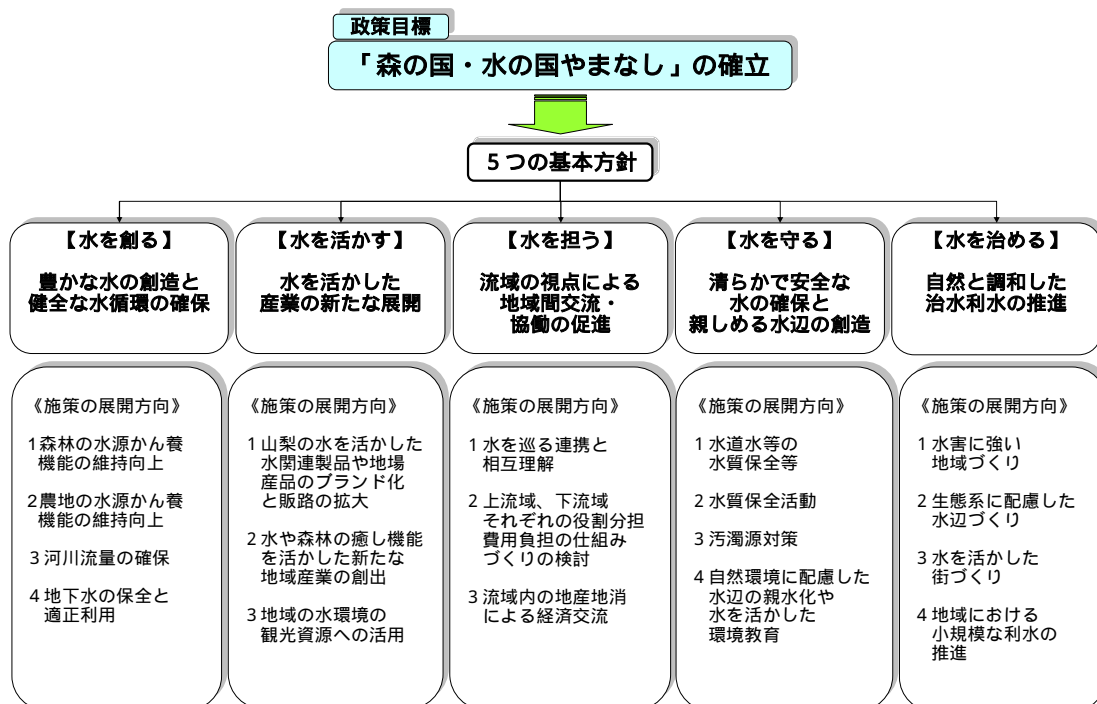
古くから水害に悩まされてきた本県では、ダムや堤防などの整備により、水害に強い地域づくりを進め、地域住民の安全や利便を確保してきました。一方では従来の河川整備では、生態系にも影響を与え、人々を水辺から遠ざけるなど河川環境に変化をもたらしてきました。このため、災害から貴重な生命・財産を守るための治水対策・土砂災害対策とともに、生態系や景観など自然環境に配慮した川づくりや、自然と調和した治水利水の推進に努め、水で潤う美しい街での快適な暮らしの実現を目指します。

基本方針の推進

水に関する情報提供や水環境保全活動への支援を行うとともに、住民、事業者、団体関係者、学識経験者等、広く県民や関係者の意見を聞き、施策の推進や見直しに反映させるためのワークショップの開催などを通じて、計画、実施、点検・評価、見直しの各段階における様々な主体の積極的な参加と連携を推進します。

また、利水、治水、環境、水道、下水道などの分野については相互に関連していることから、総合的な施策効果を発揮するため、関係する各部局間において施策の調整、評価、見直しを行います。

山梨県水政策基本方針の施策体系



(3)水に関するシンポジウムの開催

テーマ

「森の国・水の国」シンポジウム ～ 健全な森林管理による水環境の保全～

目的

木材資源の循環利用による林業生産活動の再生を図り、多面的機能が発揮できる健全な森林管理とその活動を通じた水環境の保全の在り方について広く県民と共に議論し、理解を深めることを目的として開催しました。

日時・会場

・日時:平成 18 年 9 月 21 日(木)午後1時30分～午後4時

・会場:山梨県立文学館(講堂)

内容

基調講演

テーマ 「林業再生 50 年目のビジネスチャンス」

講師 梶山恵司 氏(株)富士通総研経済研究所主任研究員)



基調講演

講演概要

- ・林業が成立してはじめて森林も適切に管理され、機能を発揮することができる。
- ・戦後一斉に植林された人工林が50年を経て、利用できるようになり林業再生のビジネスチャンスは拡大している。
- ・林業再生のためには、施策集約化と森林組合、林業関係者間の連携、サプライチェーンマネジメントなどのシステム構築が必要であり、確固たるビジョンをもって努力することが重要。

パネルディスカッション

・パネリスト

- 河野 東 氏(やまなし木材ネットワーク会長)
- 広瀬 敏 氏(やまなし森と住まいのネットワーク代表幹事)
- 早川 源 氏(財団法人山梨総合研究所専務理事)

・コーディネーター

- 梶山恵司 氏(株富士通総研経済研究所主任研究員)

・内容

それぞれの活動の紹介、県産材の需要拡大や最終ユーザーへの普及啓発のあり方、森林や水を活かした地域戦略などについて、一般参加者を交えて意見交換を行いました。



パネルディスカッション

(4)水政策ワークショップの開催

市町村、団体、企業をはじめ、環境活動に取り組んでいる方々など、多くのご参加をいただき、水資源を活用した地域づくりの可能性や課題、地域資源の発掘や活用方法、そして地域住民の取組などについて意見交換を行いました。

・日時:平成19年1月12日(金) 午後1時30分～午後4時

・会場:山梨県立男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合)

・提言者

- 植松 本 氏(北杜市保健福祉部障害福祉課長)
- 勝俣 源一 氏(明見湖保全整備検討委員会)
- 柴田 彩子 氏((特)日本上流文化圏研究所研究員)

・コーディネーター

- 市原 実 氏(山梨県立大学国際政策学部総合政策学科教授)



意見交換

2 水土保持林の整備(森林整備課)

森林の有する多面的機能を重視すべき機能に応じて区分した「水土保持林」について、水源かん養等の機能が持続的に発揮されるよう、森林整備を実施しています。

3 水源地域緊急整備(治山林道課)

近年、洪水・渇水被害や集中豪雨による山地災害などが頻発していることから、良質な水の安定的な供給や土砂流出の抑制に対する県民の要請が高まっており、水源地域の森林においては水源かん養機能の低下した荒廃森林の整備が緊急の課題となっています。このため、ダム上流域等の水資源の確保上重要な水源域において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施し、水資源の確保と県土の保全を図っています。

箇所数	事業費(千円)	備 考
10	409,017	治山ダム、山腹工、森林整備等

平成 18 年度水源地域緊急整備事業実績

4 水需給の動態調査(企画課)

(1)調査目的

国は平成 11 年 6 月に策定した「新しい全国総合水資源計画」(ウォータープラン 21)のフォローアップ及び新たな長期計画の策定等に資するための基礎資料集積を目的として、毎年、全国水需給動態調査を実施しており、県は国からの委託を受け、地域の水需給の現状と動向を調査しています。

(2)調査内容

本調査は、毎年同様の項目を継続的に調査してその推移を把握する「水需給動向調査」と、年度ごとに設定した特定の項目について把握する「課題調査」から構成されています。

水需給動向調査は、都道府県のブロック別水道用水需要量、工業用水道需要量、その他用水需要量などの調査を毎年継続的に行っています。課題調査については、平成 18 年度は「新しい全国総合水資源計画」に関する実態調査を行いました。

3-2 水辺環境の整備

1 魚の住める豊かな川づくり事業(花き農水産課)

河川湖沼の水質汚濁等による水生生物への悪影響を防止軽減するため、河川の定期定点観測や生物モニタリング調査、利用者へのマナーやルールの普及啓発等を行うことにより、良好な水辺環境の保全と内水面漁業の健全な発展を図っています。

2 水辺環境の整備(治水課・砂防課)

(1)河川

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が、期待されるようになってきています。

このため、水と親しみ、憩いの場となる空間整備や、植生や自然石を用いた護岸づくり、魚がのぼりやすい魚道、桜などを植樹した堤防、散策路の設置など、水とふれあい周辺の環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」に取り組んでいます。また、PI 手法¹を取り入れた都留市の菅野川、市街地を流下する河川の自然再生を目的とした甲府市の相川、中学生とのフリートークにより河川整備へと発展した八代町の浅川等地域

¹ パブリックインボルブメント手法。計画づくりの初期の段階から、関係する市民等(市民、企業、道路利用者など)に情報を提供したうえで、広く意見を聴き、それらを計画づくりに反映していく市民参画手法をいう。

の意見を多く取り入れた河川空間の整備を進めています。

(2)砂防

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、自然豊かな溪流において工事が行われており、自然環境の改変につながらないよう留意しなければなりません。本県は景観にも優れ、貴重な動物が存在するなど自然環境が優れている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められています。同時に、快適な水辺環境作りとして周辺環境(動物、魚類、植生、人、生活)に配慮した砂防施設の整備が要請されています。

そこで、「山梨県溪流環境整備計画書」に基づき、砂防環境整備事業、生活関連土木施設整備事業等により、魚がのぼりやすい魚道の整備、堆砂敷の溪畔林の活用、人々が集える砂防施設の創造、歴史に残る砂防施設の保存と活用、周辺環境と調和した砂防学習施設の整備など、“自然と共生できる砂防”をテーマに砂防事業を推進していきます。